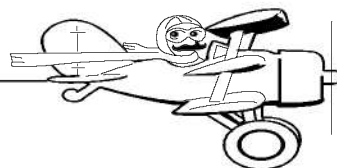


今日のテーマ

定期保険の経理処理について



今回は定期保険の支払い保険料の経理処理(全損および1/2)の定義についてご案内します!!

定期保険税務・ワンポイントレッスン「105ルール」

- ① 保険料全額損金の定義(法人税基本通達9-3-5)
 ・被保険者の契約年齢+(保険期間×2) ≤ 105(以下)
 ・(もしくは)保険満了年齢70歳以下(被保険者年齢問わず)
- ② 保険料1/2損金の定義(昭和62年直法2-2(例規)、平成8年課法2-3改正)
 被保険者の契約年齢+(保険期間×2) > 105(超)
 かつ満了年齢が70歳超 注)①・②ともに全期払いの前提
 * 1/2損金プランは契約当初6割相当期間の保険料を1/2損金・1/2資産とし残り4割相当期間は支払保険料全額を損金算入、6割相当期間で積立た資産を残り期間で按分し損金算入するものとする。

○記載の税制については平成20年11月現在のものです。今後の税制によって変更となる場合がありますのでご注意ください。
 ○保険料の経理処理の詳細につきましては、お気軽に当事務所担当者にご確認ください。

①(例) 50歳男性、27年満了の定期保険加入
 $50 + (27年 \times 2) \leq 105$...全額損金

②(例) 50歳男性、98歳満了の定期保険加入
 $50 + (48年 \times 2) > 105$...1/2損金*

(例)上記②において、年の支払保険料を100万円とした場合の保険料支払時の仕訳処理は次の通りです。

当初28年間	借方	貸方
	支払保険料50万円	現金 100万円
	前払保険料50万円	
残り20年間	借方	貸方
	支払保険料170万円	現金 100万円
		前払保険料70万円

50歳加入の定期保険料の税務処理と解約返戻金(CV)のイメージ

15年満了(全損)
CV殆どなし

- ・事業保障準備資金
- ・死亡退職金・弔慰金の準備

～年満了・歳満了の考え方について～
 ・年満了の場合は90歳まで自動更新
 ・歳満了の場合は自動更新なし

27年満了(全損)
CVイメージ

- ・事業保障、死亡退職金・弔慰金の準備
- ・CVの活用=退職金準備

98歳満了(1/2損金)
CVイメージ

- ・事業保障、死亡退職金・弔慰金の準備
- ・CVの活用=退職金準備



■このように、同じ定期保険でも、保険期間によって経理処理が違ってきます。現在加入している生命保険の内容について、是非チェックしてみてください。その上で最適な生命保険商品を検討されることをお勧めします。具体的なご相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

<担当:西丸保幸>